

寒川町訓令第1号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町庁議規程の一部を改正する訓令

寒川町庁議規程（平成13年寒川町訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 全庁会議

第3条第1項第2号中「部長会議」を「全庁会議」に改め、同条第2項中「経営戦略会議」を「全庁会議」に改め、「又は報告」を削る。

第4条第1項第1号中「検討」の次に「又は意見調整」を加え、同項第2号中「審議及び決定」を「意見調整」に改め、同号ア中「する」の次に「町長及び」を加え、同号中イを削り、ウをイとし、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第5項中「会議は、」の次に「原則として」を加え、「及び第4」を削り、同項ただし書中「応じて」の次に「開催する日若しくは時間を変更して開催し、又は」を加える。

第5条第1項及び第5項中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号」に改める。

第6条を次のように改める。

(全庁会議)

第6条 全庁会議は、次に掲げる事項を所掌する機関とする。

(1) 次に掲げる事項に係る報告を受けること。

ア 部内戦略会議における決定事項

イ その他全庁的に把握しておくべき事項

(2) 次に掲げる事項の実施、変更又は廃止の可否に係る審議及び決定に関すること。

ア 事務決裁規程第4条の事項及び事務決裁規程第5条に規定する町長及び副町長の専決事項のうち、第3条第1項第1号アからオまでに掲げる事項

イ 第3条第2項の規定により付議された事項

ウ その他町長が必要と認める事項

(3) 部内戦略会議において審議又は決定をする事項（第3条第1項第1号アからカまでに掲げる事項に限る。）のうち、あらかじめ全庁的な協議、調整等を要する事項

- 2 全庁会議は、町長、副町長、教育長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、議会事務局長及び教育次長をもって構成する。ただし、町長が議事運営上必要があると認めるときは、町長が指定する職員を加えることができる。
- 3 全庁会議は、副町長が招集し、会議の議長となる。
- 4 副町長に事故があるときは、企画部長がその職務を代理する。
- 5 全庁会議は、原則として毎月第1及び第3火曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）午前9時から開催する。ただし、必要に応じて開催する日若しくは時間を変更して開催し、又は臨時に開催することができる。
- 6 全庁会議の構成員は、会議の結果について、第3条第1項第2号に規定する報告をしなければならない。

第9条第1項中「部長会議」を「全庁会議」に改め、同条第2項中「経営戦略会議」を「全庁会議」に改める。

第12条第2項中「部長会議」を「全庁会議」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「部長会議」を「全庁会議」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。